

令和6年5月23日  
(2024年)

令和6年 夏季重点要求・一時金要求 最終回答

- 1 定年前職員の令和6年6月期の期末手当及び勤勉手当の支給月数については、条例どおり合計2.25月とし、6月28日に支給する。
- 2 暫定再任用職員の令和6年6月期の期末手当及び勤勉手当の支給月数については、条例どおり合計1.175月とし、6月28日に支給する。  
また、会計年度任用職員の令和6年6月期の期末手当及び勤勉手当の支給月数については、条例どおり合計2.25月とし、6月28日に支給する。
- 3 期末手当及び勤勉手当の役職加算割合の見直しについては、強い要求であると認識しているが、本市の現在の昇任のあり方等を踏まえると、現行の主任3%、主査級5%の加算割合が適正と考えており、現時点で見直すことはできない。引き続き検討する。
- 4 初任給基準の見直しについては、強い要求であると認識しているが、本市の基準が国家公務員に準拠したものであり、現時点で見直すことはできない。引き続き検討する。
- 5 勤務間インターバル制度については、現行の時差勤務制度などを活用して導入する。令和6年10月1日から施行する。
- 6 定年前職員及び暫定再任用職員の夏期休暇については、現行どおり週5日勤務者は5日、週4日勤務者は4日付与する。夏期休暇の対象となる会計年度任用職員については、現行どおり5日の範囲内で勤務日数に応じて付与する。  
夏期休暇及び年次休暇の取得促進を考慮し、今後、取得できる期間を6月1日から8月31日までの間とし、延長の取扱いは9月30日までとする。ただし、業務上やむを得ない場合においては、延長の取扱いを最大10月31日までとする。その他は従来どおりとする。  
また、引き続き、年次休暇及び9月30日までの夏期休暇の取得促進に努める。

- 7 災害対応等により止むを得ず自家用車で出勤した場合の駐車場代を支給する。通常の通勤経路と異なる経路で出勤・退勤した時の公共交通機関の実費弁償については、引き続き検討を進める。
  
- 8 会計年度任用職員の給与改定の取扱いについては、強い要求であると認識している。総務省通知や他市における制度を踏まえ適切な制度構築に向けて引き続き検討する。